

社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修に関する基準

令和6年10月10日

文部科学大臣決定

本基準は、社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第7条第3項及び社会教育主事講習等規程第7条第3項に規定する学修を定める件（平成21年文部科学省告示第126号）第2条に基づき、文部科学大臣が社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修（以下「大臣認定学修」という。）の基準を定めるものである。

1. 大臣認定学修の目的等について

（1）目的及び内容について

大臣認定学修の目的及び内容は、以下の要件を満たすこと。

- ① 社会教育主事の講習における相当する科目（以下「相当する科目」という。）及び大臣認定学修の目的に、概ね整合性が認められること。
- ② 相当する科目の主な内容が、大臣認定学修に全て含まれていること。

（注）社会教育主事の講習の各科目の目的及び主な内容については、平成30年2月28日付け29文科生第736号文部科学省生涯学習政策局長通知「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（通知）」別添2に示している。

（2）学修量について

大臣認定学修の修了の認定に必要となる学修量が、相当する科目の単位数に応じた学修量と同等であること。

（3）修了の認定について

修了の認定に当たっては、試験、論文、報告書その他による成績審査により行われるものであること。また、その基準が授業計画その他の資料によりあらかじめ明示されるとともに、当該基準に従って適切に行われるものであること。

2. 大臣認定学修の実施主体について

大臣認定学修を実施する主体は、以下の①から③までのいずれも満たすものであること。

- ① 以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア. 国
 - イ. 地方公共団体
 - ウ. 大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）
 - エ. 法人格を有する団体であり、法令を遵守し、自らの活動目的等に沿った事業等が適切に行われているもの
- ② 相当する科目の内容に関する優れた知見を有し、大臣認定学修に関連する業務の実績を有すること。
- ③ 大臣認定学修に係る実施運営及び修了の認定、証明その他の関連する業務に関し、適切かつ確実にを行うことができる人員体制及び財政的基盤を有すること。

3. 大臣認定学修の対象範囲について

大臣認定学修の対象者は、極端に限られた条件の者のみを対象とするものではなく、実施主体が定める一定の要件を満たす希望者に広く開かれたものであること。

4. その他

- (1) 本基準は、令和7年度に実施される学修の認定から適用する。
- (2) 本基準に定めるもののほか、大臣認定学修に関し必要な事項は、文部科学省総合教育政策局長が別に定める。